

世羅町犯罪被害者等支援条例施行規則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、世羅町犯罪被害者等支援条例（令和 7 年世羅町条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(住居提供の対象者)

第 3 条 条例第 7 条に定める犯罪被害者等については、警察署長に被害届等を提出していること等により、犯罪等の被害を被ったことが確認できる者であり、かつ、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかであると町長が認めた者及びその同居者とする。

(傷害の種類)

第 4 条 条例第 10 条に定める傷害には、全治 1 か月以上の加療を要すると医師が診断した精神的疾患を含める。

(犯罪被害者見舞金の額)

第 5 条 条例第 11 条に定める傷害見舞金及び遺族見舞金の額は、それぞれ犯罪被害者 1 人ごとの額とする。

(犯罪被害者見舞金の申請)

第 6 条 条例第 14 条第 1 項の規定により、傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、傷害見舞金支給申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の傷害の状態及び当該負傷が全治するまでに要する日数を記載した医師の診断書の写し

(2) 犯罪行為による被害の発生状況等について、町長が警察署等へ確認すること及び住民基本台帳を閲覧し、申請者が傷害見舞金の申請を行う資格のある者であるか確認することに同意する確認同意書（様式第 3 号）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 条例第 14 条第 1 項の規定により、遺族見舞金の申請をしようとする者は、遺族見舞金支給申請書（様式第 2 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の状況及び死亡年月日を証明することができる書類

- (2) 申請者の本籍、氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が記載された戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書の写し又は、これらのことを証明することができる書類
- (3) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出はしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領証、又はパートナーシップ宣誓書受領カードを含む。）
- (4) 申請者が配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びパートナーシップ宣誓書受領証、又はパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた者を含む。）以外の者である時には、第1位順位遺族であることを証明することができる書類
- (5) 申請者が条例第13条第1項第2号に該当する者である時は、犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (6) 町長が犯罪行為による被害の発生状況や警察署等へ確認すること及び住民基本台帳を閲覧し、申請者が遺族見舞金の申請を行う資格のある者であるか確認することに同意する確認同意書（様式第3号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（犯罪被害者見舞金の支給をしない場合）

第7条 条例第15条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、犯罪被害者見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、加害者と犯罪被害者又はその第1位順位遺族（第1位順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。）との間に、次のいずれかに該当する関係があったとき。
 - ア 婚姻関係（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合及びパートナーシップ宣誓書受領証、又はパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた者を含む。）
 - イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組と同様の事情にあった場合を含む。）
 - ウ 三親等内の親族
 - エ その他同居の親族
- (2) 犯罪行為による被害について、犯罪被害者又はその第1位順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。
 - ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
 - イ 暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1位順位遺族に次のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと、若しくは、同組織の周辺者、交友者であること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族及び加害者と密接な関係にある者の生命を害し、若しくは、身体に重大な害を与えたこと。

(犯罪被害者見舞金の支給制限に関する特例)

第8条 前条第1号の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同条第1号の規定は適用しない。

(1) 前条第1号アに規定する関係がある場合において、当該犯罪行為が行われた時に、当該犯罪被害者からの申立てにより、当該加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令が発せられているとき、又はこれに準ずる事情があるとき。

(2) 前条第1号アからエまでに規定する関係がある場合において、当該犯罪行為が次のアからウまでに掲げるいずれかの行為に該当すると認められる場合

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待（当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による児童虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な被害が生じていた場合に限る。）

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号、第5項第1号ホ及び同項第2号（第1号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による高齢者虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による障害者虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な被害が生じていた場合に限る。）

(犯罪被害者見舞金の支給に関する特例)

第9条 既に傷害見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該支給を受けた原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金の支給については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。

(犯罪被害者見舞金の支給の決定等)

第10条 条例第16条の規定により、犯罪被害者見舞金を支給する、又は、支給しない旨の決定をした場合は、世羅町犯罪被害者見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(犯罪被害者見舞金の請求)

第11条 前条の規定により犯罪被害者見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、世羅町犯罪被害者見舞金支給請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。